

低引火点燃料船の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編及び GF 編

改正事項

低引火点燃料船の検査に関する事項

改正理由

近年、国際的な大気汚染による環境問題を背景に、推進用燃料としてガスや他の低引火点燃料を採用する船舶（以下、「低引火点燃料船」という。）への関心が高まっている。

このため、IMO において、低引火点燃料船の安全要件を定める IGF コードが第 95 回海上安全委員会（MSC95/2015 年 6 月開催）において決議 MSC.391(95)として採択された。本会は、既に同コードを本会規則に取り入れている。

本会は、同コードを本会規則に取入れる際に、低引火点燃料船の定期的検査の要件を、液化ガスばら積船の定期的検査の要件と同様に規定したが、IACS において、低引火点燃料船の定期的検査の要件を規定する統一規則 Z25 及び Recommendation No.148 を 2017 年 1 月に採択したことから、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 年次検査の検査項目として、次の(a)から(e)を加えた。
 - (a) バンカリングステーションの現状確認
 - (b) ガス検知装置が製造者の推奨事項に従い校正されていることの確認
 - (c) 燃料供給装置及びバンカリング装置の制御装置等の作動確認
 - (d) ESD 保護機関区域の遮断の作動試験
 - (e) 運用手引書及びガス燃料関連設備の運転記録等の確認
- (2) 中間検査の検査項目として、ガス検知器、温度センサ、圧力センサ、液面指示装置等の作動確認を加えた。
- (3) 定期検査の検査項目として、次の(a)から(e)を加えた。
 - (a) 真空断熱式燃料貯蔵タンクの真空度監視装置の現状及び記録の確認
 - (b) タンク支持装置及び周辺の構造部材の非破壊検査
 - (c) 燃料関連設備に備える弁の現状及び作動の確認
 - (d) 防爆性能の有効性を含めた、電気機器の現状確認
 - (e) 危険場所の電気機器の通電を停止する装置の試験

改正条項

鋼船規則 B 編 3.6.1, 表 B3.11, 4.6.1, 表 B4.8, 表 B5.29

鋼船規則検査要領 B 編 B3.6, B4.6, B5.6

鋼船規則検査要領 GF 編 GF6.4.1, GF17.2